

令和7年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

令和7年12月1日（月曜日）

議事日程 第1号

令和7年12月1日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第58号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第59号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第61号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第64号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第65号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第66号 令和7年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第67号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第68号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）
- 日程第17 議案第69号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）
- 日程第18 議案第70号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園、玉村町東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンド・ゴルフ場）
- 日程第19 議案第71号 道の駅玉村宿の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第20 議案第72号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第21 議案第73号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第22 議案第74号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議案第75号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第24 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	川端 悟 君	2番	峯岸 敬一 君
3番	笛木 美登利 君	4番	嶋田 由紀子 君
5番	井上 景子 君	6番	松本 幸喜 君
7番	羽鳥 光博 君	8番	堀越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高橋 茂樹 君
11番	浅見 武志 君	12番	月田 均 君
13番	新井 賢次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石川 眞男 君	副 町 長	萩原 保宏 君
教 育 長	鈴木 寛史 君	総 務 課 長	齋藤 善彦 君
企 画 課 長	関根 伸行 君	税 務 課 長	貫井 利行 君
健康福祉課長	岡田 寛子 君	子ども育成課長	今井 理恵子 君
住 民 課 長	丸山 智志 君	環境安全課長	齋藤 博 君
経済産業課長	平野 敏行 君	都市建設課長	原田 英樹 君
上下水道課長	上村 明弘 君	会計管理者 兼会計課長	関根 聡子 君
学校教育課長	青木 栄二 君	生涯学習課長	畑中 哲哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤 恭	局長補佐	萩原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯田 麻友		

○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。

令和7年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末を控え、公私ともにご多用のところ、今定例会にご参集いただきましたことに厚く御礼申し上げます。ご承知のように、10月の選挙を経て、玉村町議会は新たな顔ぶれを迎え、より多様な視点と活力を持った新しい体制となりました。議席に着座し、改めて身の引き締まる思いがいたします。議員各位におかれましては、地域の未来を見据え、よりよい議会運営と政策提言にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

また、今期よりタブレット端末を導入し、議会資料の共有や審議の効率化を進めてまいります。より迅速で透明性の高い議会運営に資するものと期待しております。

さて、今定例会には条例の制定及び一部改正、あるいは令和7年度の一般会計並びに特別会計の補正予算、指定管理者の指定など、重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、町民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られますことを願うものであります。

また、今定例会には12名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われますものと期待するところであります。

師走となり寒さも日を迫うごとに増しています。インフルエンザの流行も懸念されておりますが、議員並びに町長をはじめ、執行各位におかれましては、体調には十分注意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時3分開会・開議

◇議長（新井賢次君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（新井賢次君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査・検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（新井賢次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番川端悟議員、2番峯岸敬一議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（新井賢次君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 令和7年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月21日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月10日までの10日間といたします。

今定例会には陳情2件、町長から提案される議案として、条例の制定や一部改正と補正予算に関する議案等、計19件を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず陳情2件の付託を行います。

次に、議案第57号につきまして提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第58号から議案第62号までの条例改正に関する5議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第63号から議案第67号までの補正予算に関する5議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、事件関係の議案として、議案第68号から議案第75号の8議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程 6 日目、7 日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 8 日目、9 日目は、事務整理のため休会といたします。

日程 10 日目は、最終日となります。午前 1 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より全員協議会を開催します。

その後、本会議は午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された陳情について、委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第 57 号について、委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 7 年玉村町議会第 4 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 12 月 10 日までの 10 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 12 月 10 日までの 10 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 陳情の付託

◇議長（新井賢次君） 日程第 4、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和 7 年 12 月 1 日

玉村町議会第 4 回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
3	7.11.14	教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書	前橋市大手町3-1-10 教育会館内 群馬県教職員組合県央支部 支部長 石井 崇	民生文教 常任委員会
4	7.11.14	義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書	前橋市大手町3-1-10 教育会館内 群馬県教職員組合県央支部 支部長 石井 崇	民生文教 常任委員会



○日程第5 議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第5、議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和7年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、玉村町議会議員選挙の改選執行後初めて開催される定例会です。また、行政のデジタル化推進の一環として、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムを導入後の初めての定例会でもあります。今年度から新たに導入したこのシステムにより、議会及び行政内部の会議におけるペーパーレス化を推進し、紙資源の節約や印刷コストの削減だけでなく、事務作業の簡素化や会議運営の効率化も実現していく所存です。今後もこうした取組を通じ、行政全体のデジタル化を推進するとともに、業務の効率化や町民の利便性、行政サービスの質的向上を図ってまいります。

さて、本定例会は、本日より開会し、12月10日までの10日間、条例の制定などを含む19議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、一般質問では12人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

令和8年4月から全国全ての市町村で乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が本格

実施されます。これは、子ども・子育て支援法に基づく給付として新たに創設される事業で、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子供を対象とし、一月当たり一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度です。

乳児等通園支援事業は、児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、また同条第2項において、条例を定めるに当たっては内閣府令で定める基準に従う、又は参酌することとされていることから、国が定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準じた内容で本条例を制定するものです。

具体的には、利用児童の人権尊重や平等の原則、虐待の禁止など、児童に対する適切な処遇に関するものや、災害等の安全の確保、職員の資質や要件、設備の基準や事業の区分など、乳児等通園支援事業を行う上での設備や運営に関する原則や最低基準を定めるものとなっています。

今後、乳児等通園支援事業は、本条例で定める基準に基づいて実施することになり、民間事業者が同事業を行う際には、町が認可を行うこととなります。

施行日は、公布の日からとなります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第6 議案第58号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第6、議案第58号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第58号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

第1条関係及び第4条関係につきましては、令和7年度の人事院勧告により、通勤手当、宿日直手当、期末勤勉手当の支給月数の引上げ及び給料表の増額改定が勧告されました。具体的な改正の内容につきましては、通勤距離10キロメートル以上について、距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で通勤手当を引き上げるほか、宿日直手当につきましても、宿日直勤務1回について、現行4,400円を4,700円に改定するものとなります。また、期末勤勉手当について、公務員の支給月数が民間の支給月数を下回っていたため、民間の支給状況に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、合計で0.05月分を引き上げるものでございます。

このほか、給料表につきまして、民間給与との較差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても引上げを行うもので、給料表全体の平均改定率としましては3.3%となるものでございます。

続きまして、第2条関係及び第3条関係におきましては、令和7年度の人事院勧告が、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、合計で0.05月分を引き上げるものであることを踏まえ、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員と同様に0.05月分の支給月数の引上げを行うものでございます。

なお、附則におきまして、第1条関係の通勤手当、宿日直手当、第1条関係及び第4条関係の給料表の適用日を令和7年4月1日から、第1条から第4条関係の期末手当及び勤勉手当の適用日を令和7年12月1日からと規定しております。玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7 議案第59号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第7、議案第59号 玉村町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第59号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方税法の改正に合わせ、玉村町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行うものです。個人町民税関係では、所得控除について、特定親族特別控除の創設に伴う改正を行うものです。たばこ税関係では、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数換算をスティック型の加熱式たばことスティック型以外の加熱式たばこに区分した上で見直し、それぞれの重量に基づき最低税率の仕組みを導入するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 60 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第 8、議案第 60 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第 60 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、内閣府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」、厚生労働省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されていることから、内閣府令及び省令に準じて制定されている 3 つの条例についても改める必要があり、所要の改正を行うものです。

本案の第 1 条では、玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。

まず、児童福祉法の改正により、児童に関連した施設等において虐待が発生した場合の通報義務が設けられるなど、虐待対応が強化されましたが、これにより、内閣府令においても所要の改正が行われたことから、法の引用条項を改める改正を行います。

また、主に 3 歳未満児を受け入れる小規模保育施設などの地域型保育事業においては、保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携施設を適切に確保しなければならないとされていますが、その連携施設の確保について、内閣府令で定める基準が改められたことから、所要の改正を行います。それら改正のほか、法令を引用している箇所の文言の修正を併せて行います。

次に、本案の第 2 条では、玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。主な改正としては、第 1 条と同様に、省令の改正に伴う家庭的保育事業者等における連携施設確保の基準の改正、虐待対応に係る法の引用条項の改正を行います。

また、省令において、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対して健康診断を行わなければならないと規定されていますが、省令改正によって、町が行う乳幼児健康診査の内容が事業者が実施すべき健康診断の全部または一部に相当すると認められる場合にあつては、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとされたことから、条例についても所要の改正を行うものです。

最後に、本案の第3条では、第1条、第2条と同様、省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業における虐待対応に係る部分について、法の引用条項の改正を行います。

いずれも施行日は公布の日となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第9 議案第61号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第9、議案第61号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第61号 玉村町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、玉村町老人福祉センターの名称を「玉村町ふれあい交流センター」へと変更するものです。本センターにつきましては、昭和63年3月1日に開設し、町内外から高齢者を中心に多くの住民に利用いただいております。設備としては、大集会室、教養娯楽室が2室、露天風呂及び脱衣室、軽スポーツ場を備える一方、先月、旧デイサービスセンター部分において、機械浴室であった部屋を児童が遊べる空間へと改修しつつ、食堂であった広間をeスポーツをはじめとする多目的な利用ができるようオープンスペース化し、本センター全体として、高齢者のみならず多世代の住民に利便性を体感していただけるよう整備しました。

そこで、本センターの名称も先ほど申しました「玉村町ふれあい交流センター」へと変更しようとするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第62号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第10、議案第62号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第62号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、令和8年度から、芝根分団と中央分団をスタートさせるために、詰所の名称及び位置を改正するものでございます。中央分団の詰所建設につきましては、建築確認申請に当たり、新しい名称及び位置を事前に条例で定めておく必要があることから、令和8年度中は現在の第1分団の詰所の位置とし、令和9年度からは新しい詰所の位置となるよう改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、令和8年4月1日付で、本文第3条の詰所の名称及び位置の表について、再編後の状況に改めるものです。第2条では、令和9年4月1日付で、中央分団詰所の位置を新しい地番とするものです。また、第3条では、令和6年12月に改正した玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年条例第33号)についてですが、今回の条例改正を分かりやすく整理するために廃止するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第11 議案第63号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第7号）

○日程第12 議案第64号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)

○日程第13 議案第65号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○日程第14 議案第66号 令和7年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)

○日程第15 議案第67号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算(第1号)

◇議長(新井賢次君) 日程第11、議案第63号 令和7年度玉村町一般会計補正予算(第7号)から日程第15、議案第67号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算(第1号)までの5議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(新井賢次君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第63号から日程第15、議案第67号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) 議案第63号 令和7年度玉村町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4億990万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億4,784万7,000円とするものでございます。

まず、歳出の補正内容でございますが、全体といたしまして、人事院勧告に伴う職員の給料改定及び期末勤勉手当の引上げや会計年度任用職員の給料、報酬改定及び期末勤勉手当の引上げ、特別職の期末手当の引上げのほか、不足が見込まれる超過勤務手当の増額、職員の人事異動や会計年度任用職員の任用に伴う調整等により、合計で1億5,491万1,000円を追加しております。

また、国・県補助金の前年度精算に伴う返還金や電気料、水道料金等光熱費の不足見込分につきましても、それぞれの事業において計上しております。

次に、目的別の主な補正内容でございますが、総務費では、役場庁舎増築事業において、現況測量を実施する費用を計上するほか、路線バス対策事業においては、前橋玉村線の委託路線バスにおいて、当初見込みよりも経常損益の赤字額が増加する見込みであるため、前橋市との経費案分による負担金を増額するものでございます。

また、地域おこし協力隊では、新たに委嘱した隊員の活動内容に合わせて予算を組み替えるほか、固定資産税賦課については、過去の課税誤りに対する町税過誤納等還付金を計上しております。

次に、民生費では、心身障害者福祉費、障害者自立支援費、障害者通所支援費において、利用者の増加等に伴う不足見込額を計上するほか、中央児童館においては、現在利用している職員駐車場が今後利用できなくなるため、代替地の駐車場整備費を計上しております。

次に、農林水産業費では、道の駅玉村宿の東側駐車場南側のり面において、経年劣化した防草シートを張り直すほか、飯塚地区内の用水路改修に係る経費を計上いたしました。

次に、土木費では、町が管理する公園において、大きく成長して支障を来している樹木の剪定費用を追加しております。

次に、消防費では、中央分団詰所の建設に係る監理委託料、工事請負費等を計上するほか、群馬県防災情報通信システム衛星回線整備事業における町の負担金額が確定したため、不足分を追加するものでございます。

次に、教育費では、小中学校において老朽化した施設の修繕費用や道路にはみ出した危険木等の伐採費用を計上するほか、企業版ふるさと納税を活用した重田家住宅屋外公衆トイレの設置費用、お米等の物価高騰による給食材料費の不足見込額等を計上しております。

以上が歳出の主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国・県支出金をはじめ、地方交付税、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び前年度繰越金を計上しております。

また、債務負担行為の追加につきましては、交通弱者対策事業においてタクシー補助券を交付するに当たり、利用者が年度当初から利用できるよう事前に準備を進めるものでございます。

なお、繰越明許費の追加につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第64号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,717万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,212万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳出について、会計年度任用職員の報酬等の増額として33万9,000円、不足が見込まれる療養費及び高額療養費について、それぞれ168万円、4,516万円増額するものです。

次に、歳入におきましては、保険給付費の増加に伴い、県支出金を4,684万円、一般会計からの繰入金を33万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第65号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に198万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億8,122万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、総務費及び地域支援事業費が増額することに伴う国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に歳出では、令和7年度税制改正に伴う介護保険料標準段階の見直しによる介護保険システム改

修費用の増額及び人事院勧告に伴う給料等の増額分を総務費及び地域支援事業費に計上するほか、会計年度任用職員の入替えに伴う給料等の調整として総務費の一部を減額するものでございます。

次に、議案第66号 令和7年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきまして、予定額を826万7,000円増額し、総額を5億7,148万1,000円と定めるもので、内容は、人事異動等に伴う職員給与費の調整のほか、浄水場施設等に関する修繕費の増額でございます。

次に、資本的収入につきまして、予定額を491万7,000円減額し、総額を1億48万4,000円と定めるもので、内容は、補助事業として計画していた工事を単独事業に振り替えたことによる国庫補助金の減額でございます。

次に、資本的支出につきまして、予定額を79万8,000円増額し、総額を3億5,583万1,000円と定めるもので、内容は、人事異動等に伴う職員給与費の調整でございます。

最後に、債務負担行為につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管路耐震化・更新事業を追加するものでございます。内容は、板井地内における配水管布設替え工事及び下之宮・小泉地内における配水幹線布設替え工事となっております。

次に、議案第67号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきまして、予定額を128万7,000円増額し、総額を8億2,786万3,000円と定めるもので、内容は、人事異動等に伴う職員給与費の調整により増額するものでございます。

次に、資本的支出につきまして、予定額を11万2,000円増額し、総額を8億6,564万6,000円と定めるもので、内容は、収益的支出と同様に、人事異動等に伴う職員給与費の調整により増額するものでございます。

ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第11、議案第63号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第7号）、これより本案に対する質疑を求めます。

8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 72ページの高齢者タクシー利用料補助金についてなのですが、配られる枚数が増えるということで、来年度の想定利用率と、もしも利用されなかったタクシー券があった場合に、積算方法がどうなっているのか、未使用分は町に返還されるのか、事業者とのやり取りはどうなっているのか教えてください。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 堀越議員の質問に回答いたします。

利用率は、免許を持っていない人につきましては43.5%が利用している状況でして、そこについては変更しておりません。免許を持っている人につきましては、現在12.9%の利用率になっております。令和6年度は全体として36%が使っているのですけれども、令和8年度は40%の利用率を見込んでおります。36から40%に少し伸びるような形を見込んでおります。

それと、未使用の件につきましては、現在も回収しておりません。その年度ごとに色を変えて配布しておりますので、年度で使えなくなるということで、回収は全くしておりません。

あと、タクシー会社との協議なのですけれども、こちらにつきましては、毎月1回、定期的に協議しておりますので、その中で枚数の変更とか利用の仕方の変更、町外で使える枚数の変更とかも協議した結果、タクシー会社からも快諾を得られたので、そのように変更することになりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 使われなかったタクシー券の代金というのは町に戻ってくるのかを教えてください。

あともう一つ、91ページの役場庁舎増築事業なのですけれども、測量の具体的内容を教えていただけたらと思います。今回の測量で想定している範囲と面積はどのくらいになっているのか、分かりましたら教えてください。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） タクシー券の未使用の分についてお答えいたします。

こちらにつきましては、まずタクシー券を配る段階ではお金は払っておりません。タクシー券を利用した後に、タクシー会社のほうから使った分に対しまして請求が来る形になっております。ですので、未使用分につきましては、何ら費用はかかっていません。紙を刷る費用しかかかっていませんので、そのまま使っていない分は個人で廃棄してもらおうという形をお願いしております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 庁舎の測量なのですけれども、取りあえず現況の測量ということで、現在の境界ですとか、その辺を改めて測量するというので、どこまで広げるかというのはまたそれからの話になりますので、まだどの辺までというものについては、またこれから、今実施計画を策定中

ですので、それからということになります。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑はありますか。

7 番羽鳥光博議員。

〔7 番 羽鳥光博君発言〕

◇7 番（羽鳥光博君） 補正予算書の 1 4 5 ページをお願いいたします。

文化財保護費、国登録有形文化財重田家住宅の工事請負費の 5 5 5 万 5, 0 0 0 円につきましては、外トイレの設置というふうにお聞きしておりますけれども、外トイレといっても、その程度の規模、それから現行のトイレとの比較とか、今後どのようなトイレを、これで終わりにするのか、もっと改善していくのか、中と内外、併せてお答え願いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

外トイレですけれども、本来、こちらを検討した段階では男女分けて大きなものを置きたかったのですけれども、やはりちょっと費用が大分高くなるということで、男女共用で洋式のタイプを 1 棟置く予定でございます。重田家の隣に新宅、一般住宅がございます。そののますに接続しまして、下水道のほうに流すというシンプルな感じでございます。

今後、トイレをまたさらに増やすとか、そういう予定は今のところございませんので、あくまで文化財施設ですので、文化財メインで、トイレはちょっと目立たないようにというか、そういうような配慮もしながら造っていく予定でございます。

◇議長（新井賢次君） 7 番羽鳥光博議員。

〔7 番 羽鳥光博君発言〕

◇7 番（羽鳥光博君） 男女共用のトイレというようにお言葉でしたけれども、イメージ湧かないのですけれども、男の方も女の方も同じトイレに入っていくというようなことで、表示とか入り方とかはどのようなことなのでしょう。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 申し訳ございません。便器が 1 つだけという形でございます。当然、町の公園などにもありますちょっと小さいタイプのトイレとさせていただいて、表示のほうは、バリアフリートイレではありませんけれども、どなたも使っていただけるような表示をしたいと思いません。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番月田均議員。

〔1 2 番 月田 均君発言〕

◇12番(月田 均君) 111ページ、放課後等デイサービス事業、これは何回か聞いているのですけれども、予算が1億2,000万円で1,920万円アップということなのですが、これ随分、度々補正予算で出るし、予算の金額も毎年増加しているのですけれども、実際に今、何人くらいの人が使っているのかなということ、施設の数がどのくらいあるのかお聞きします。

◇議長(新井賢次君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岡田寛子君発言]

◇健康福祉課長(岡田寛子君) お答えします。

すみません、今何人くらいかというご質問なのですが、申し訳ありません、ちょっと資料持ち合わせておりませんので明確にご回答できないのですけれども、利用児童は増えています。やはり発達の気になるお子さんとか、そういったお子さんが増えているというよりも、支援が充実してきたというところになるかなと思います。

ちょっと気になるのだけれどもというところで、通常の学校生活を送って何となく過ぎてしまうということよりは、気づく人が周りにいて、その気づきにアドバイスをしてくれる人がいて、それを受け入れる保護者がいてというところで利用が増えてきている。そこで、適切な療育を受けて、その子なりの発達に応じた支援ができていくということで、そういう支援制度が広まってきたのかなと思っております。

ちょっと利用者、利用施設については申し訳ありません。後でまた回答させていただきます。

以上です。

◇議長(新井賢次君) 12番月田均議員。

[12番 月田 均君発言]

◇12番(月田 均君) 私もよく理解はしていなかったのですが、障害児の居場所という話で聞いているのですけれども、結構金額が高いのですけれども、それはやはり人件費がかかるということなのですか。

◇議長(新井賢次君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岡田寛子君発言]

◇健康福祉課長(岡田寛子君) お答えします。

その支援費の中に、人件費というよりも単価が決められていて、そこで障害サービスの報酬ということで出ています。その部分をどこにどれだけ人件費に回しているかというのは、その事業所のやりくりの中の話になってくるのかなと思っております。

以上です。

◇議長(新井賢次君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(新井賢次君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第64号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第65号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第66号 令和7年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第67号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開します。

午前9時58分休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇

○日程第16 議案第68号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）

◇議長（新井賢次君） 日程第16、議案第68号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第68号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町北部公園における5年間の指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町ホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において、応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第7条に基づき提案させていただくものであります。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町北部公園で、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県高崎市下里見町989番地2、株式会社スポーツプロテクトであります。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 審査結果について伺います。当初の予算よりもこちらの指定管理候補の提案価格が510万円高くなっております。次点の候補者との金額の差が大きいのですけれども、こちらの管理者に選定した理由をお聞かせください。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

提案価格につきましては、確かに大きな開きがあるのですけれども、令和6年度の管理実績においては、昨今の物価高騰ですとか、人件費の高騰のあおりを受けまして、補正予算により、最終的には2,000万円弱の指定管理となっておりますので、今後の物価や人件費の高騰を踏まえますと、直近の実績から約1.2倍程度の増額というのは、町としてもやむを得ないものと考えております。

それを踏まえますと、今回、指定管理候補者となった株式会社スポーツプロテクトさんですが、その提案価格につきましては、妥当と考えられるところなのですけれども、次点交渉権者の提案価格はかなり低価格となっております。現在の社会経済情勢ですとか、また今後の物価ですとか人件費の高騰を踏まえると、かなり非現実的な価格となっております。選定委員の皆さんにおかれましても、今後の持続可能な管理運営に不安を感じ、また雇用の面においても最低賃金の確保など、そういった観点からも懸念材料になったのではないかなと思っております。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第69号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）

◇議長（新井賢次君） 日程第17、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第69号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

社会体育館においては、令和5年度より指定管理者制度を導入し管理を行ってまいりましたが、令和8年3月31日をもって3年間の指定期間が満了します。そのため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査した結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第7条に基づき提案させていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町社会体育館、指定管理者となる団体の名称は、フレンドシップたまむら、グループの代表となる団体は、東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号、シンコースポーツ株式会社、構成する団体は、東京都中央区日本橋人形町3丁目10番2号、シンコーファシリティアーズ株式会社で、グループを構成する共同企業体で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番備前島久仁子議員。

[9番 備前島久仁子君発言]

◇9番（備前島久仁子君） この優先交渉権者と次点交渉権者のところのポイントを見ますと1.1ポイントほどであり、差額が600万円ほどあります。僅か1.1ポイント、この600万円、財政厳しい玉村町と常に言っておりますけれども、どうしてこちらのほうに決めたのか、その理由をお知らせください。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

選定理由につきましては、参考資料にもありますとおり、審査に当たりまして特に算定基準の2の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかにつきまして、委員からの評価が高く、スポーツ事業

者として施設の管理運営をよく理解しておりまして、魅力的な提案も多く、自主事業なども充実していること、また現指定管理者としての実績から、今後についても安定的な管理運営が見込まれることから、指定管理候補者として、委員の皆様から適当と認められまして、優先交渉権者として選定されたということです。

提案価格につきましては、次点交渉権者よりも高価となっているものの、先ほども申し上げましたが、魅力的なイベント等が充実していることなど評価が高く、確かに差はあるのですけれども、先ほど北部公園と同様に、昨今の物価高騰や人件費の高騰を考慮しても価格が抑えられたものではないかと、委員におかれましては、妥当な価格との評価が得られたのではないかなと考えております。

そのうち自主事業につきましては、今回選定されたフレンドシップたまむらさんにつきましては、35事業のプラスアルファの提案に対しまして、他社は29事業プラスアルファということで内容的にもより充実していたということでありまして。特に、委員におかれましては、プラスアルファの取組といたしまして、トレーニングルームにAIカメラを導入しまして、運営の効率を図る取組が見られまして、利用率の分析のほか混雑状況の配信ですとか、異常検知、不正入館などDX推進の取組が注目されたと思っております。また、利用者に対しまして、DXを活用した効果的なトレーニングメニューの提供などの提案もあったことなどが高く評価されたのではないかなと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 大変丁寧な説明で、それだけ聞けばもちろん納得というところではあるのだと思うのですけれども、1.1ポイント差というのは、利用者からしたらもうほとんど分からない状態の差ではないかなというふうに思います。しかし、600万円という価格は、随分差があるなというふうに思うのですけれども、それでもこの委員の方は評価ということを重んじて、そちらのほうを選んだということでありましてけれども、今後、評価委員さんはもちろん利用されている人ばかりだとは思いますが、1.1ポイント差で600万円というのはどうかなというふうにも思います。今後、またこのような業者の算定がある場合は、その辺もよく考慮して、そして1.1ポイントの差というのはどこでどのように出てくるかなということをよくよく考慮して算定されますように、これは要望としておきますので、よろしく願います。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 次点交渉権者の応募者名と住所を教えてくださいませんか。教えられないのですか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） 一応、現状、次点交渉権者の氏名等につきましては、今公表を控えさせていただいております。指定管理者を取れなかったということでの社会的な影響ですとか、そういったところを踏まえまして公表のほうはしておりません。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

[7番 羽鳥光博君発言]

◇7番（羽鳥光博君） 指定管理を5年間というふうな優先交渉権を与えて、町から一定額の経費が支払われるというようなことの選定において、昨今、関連事項ですけれども、日本国は不起訴理由をこれまで開示してきませんでしたけれども、これから不起訴理由を開示するという、人権に関わる問題でさえも開示するように国が変わろうとしている中で、指定管理において次点交渉権者の氏名、住所を上げることなく、優先交渉権者だけ出してきて、点数が1点高かった、金額が高い低いで決めさせていただくというようなことではなくて、私とすると、次点交渉権者が例えば玉村町の事業者であるとすれば、私は地元優先、金額安く提示しているわけですから、そういう事業者には、私は優先的に町内事業者の育成という観点から、そういった方を点数を上げて育成を図っていくべきだと思うところでありましてけれども、そういったことで名称も住所も書いていないということは、それすら考慮してこの場で意見を言う機会がないというようなことは残念なのですけれども、その辺は考慮したほうがよろしいかと思っておりますけれども。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

点数のほうで1. 何ポイントとかという話なのですけれども、選定基準、こちらの参考資料にもありますとおり、1から5まであるのですけれども、その中で今回、価格以外は全て、今回の指定管理候補者のほうが上だったということで、こちらについては、選定委員会の中で委員さんのほうで採点して決めているということでありますので、町で、だからといってそれを覆すようなこともなかなかできるものではございませんので、そういった選定基準に基づいて決めたということでございますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

[7番 羽鳥光博君発言]

◇7番（羽鳥光博君） やはり指定管理は優先交渉権を与えるという、大変な特権を与えるわけです。5年間は大きな瑕疵がない限りにおいては指定管理権者を替えることができないという中で、やはり次点交渉権者も挙げて、それで委員さんの点数の総合点でこうだったとか、価格がこうだからこうだというふうに言っていた上で、指定管理の表決に入ったほうが私はよろしいかと思っておりますので、

今後は次点交渉権者名を出すということで、採点に指定管理の場合は与えられるように要綱等を見直していただきたいと思います。お答えいただきたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） そこにつきましては、また今後の選定委員会の皆さんの意見も聞きながら考えていきたいと思ひます。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第70号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園、玉村町東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンド・ゴルフ場）

◇議長（新井賢次君） 日程第18、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第70号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町総合運動公園、玉村町東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンド・ゴルフ場における5年間の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委

員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査した結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第7条に基づき提案させていただくものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町総合運動公園、玉村町東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンド・ゴルフ場で、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第19 議案第71号 道の駅玉村宿の指定管理者の指定期間の変更について

◇議長（新井賢次君） 日程第19、議案第71号 道の駅玉村宿の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第71号 道の駅玉村宿の指定管理者の指定期間の変更についてご説明申し上げます。

現在、道の駅玉村宿は、安定した管理運営と売上げを確保できているものの、令和9年夏には同じ高崎玉村スマートインターチェンジエリア内に高崎市の計画する複合商業施設「BETTER DAYS」が進出予定となっております。今後も道の駅玉村宿が健全かつ効率的な運営を確保していくためには、高崎玉村スマートインターチェンジエリア内での存在感を高め、さらに「BETTER DAYS」と共存していく新たな運営手法の採用が必須と考えております。

新たな運営手法の構築に向けては、「BETTER DAYS」の今後の動向を注視し、詳細な施設内容や運営形態を把握した上で、共存、共栄できる新たな運営手法の提案を公募することが候補者の選定時における競争性の向上が図れ、効果的な運営手法採用が期待できることから、指定管理者の更新時期を「BETTER DAYS」の開設時期に合わせるものです。

現在の指定管理期間は令和8年3月末で満了となりますが、来年度に指定管理者の更新を行うことは、指定管理期間が2年間と短期間になり、人材確保や運営に当たっての採算性を踏まえると、効率的な運営の構築が難しく、かつ公募の原則である競争性の確保が乏しくなることが予想されますので、今年度末における指定管理者の更新は行わず、「BETTER DAYS」の開設時期まで、現在の指定管理者の指定期間を令和10年3月31日まで延長するものです。

なお、本議案に係る指定期間の変更につきましては、5月26日の全員協議会にて、既に説明させていただきましたが、変更に伴う諸手続としましては、10月29日に現指定管理者からの事業プレゼンテーションを行った上で、仮協定を締結し、本議案の議決をもって本協定の締結となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） これより本案に対する質疑を求めます。

9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 今までどおりの契約としなかった理由をもう一度伺います。

それと、これは町からの提案でそのようになっていったのか伺います。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問についてお答えいたします。

まず、こちらの指定期間の変更につきましては、当初は5年間、通常ですと大体指定管理ですと5年間、ほかのPFI手法だと10年、20年という長期の契約のケースもあるのですが、道の駅玉村宿につきましては、指定管理を採用したということで当初から5年間ということで指定管理期間を定めております。

これにつきましては、指定期間が延びることによりまして、指定管理者のいわゆる施設への費用導入、期間が長いことによりまして、その回収というのが指定期間が長ければ長いほど回収しやすいというメリットもございますから、そういったことで指定管理期間、大体通常ですと5年間くらい、

3年とかではなく5年間というのを当初より契約させていただいている状況でございます。

続きまして、こちらの提案の内容につきましては、こちらは主管課である経済産業課の提案として2年間の延長させていただいております。これの主な根拠としましては、道の駅等いろいろと視察をする中で、やはり指定管理者と意見交換する中で、玉村の状況、隣に大規模商業施設5.8ヘクタール、5ヘクタールを超えるような商業施設ができるといったところも前提にして説明すると、指定管理者さんの意見からすると、やはりその動向を見据えないと指定管理に当たっての提案ができないよ、もうちょっと具体的な高崎の動向が見えないとねというご意見を数件いただいたという経緯もございました。そういったこともございまして、今後新たに指定管理を指定するに当たりましては、民間企業さん等からもっと幅広く提案がなされるためには、やはり高崎の動向を見るのが不可欠と考えまして、2年間の延長という形で主管課でございます経済産業課から提案させていただきました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 9番備前島久仁子議員。

〔9番 備前島久仁子君発言〕

◇9番（備前島久仁子君） 令和9年の夏に高崎の「BETTER DAYS」ができるということを検討してということでもありますね。その後は、また5年間の契約に戻るのかどうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

今のところこちらで検討しているのが、従来の指定管理としての5年間での選定とするか、あるいは指定管理の大本でございますPFI手法、その中で様々な手法がございます。例えば10年ないし20年の契約の中で、施設改修も民間事業者にやっただくようなPFI手法、それに伴いまして毎月指定管理料として町が分割で施設の修繕費の一部を支払うという方法も可能なのかなというところも模索している状況です。ただ、これについては、新設のときはよくPFI手法を採用して、そういった10年ないし20年で、いわゆるイニシャルコストを回収していくというケースはあるのですが、ただその回収が適用できるかどうかというところも踏まえまして、様々な手法を検討していきたいと今現在は考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第72号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（新井賢次君） 日程第20、議案第72号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第72号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び災害弔慰金の支給等に関する事務について、群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案理由が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 1 議案第 7 3 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

◇議長（新井賢次君） 日程第 2 1、議案第 7 3 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 3 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関して、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって共同処理を取りやめることに伴い、財産処分が必要となり、その財産処分については、令和 8 年 3 月 3 1 日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金を共同処理団体の人口に応じて算出し、その額を各共同処理団体へ還付するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案理由が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 2 議案第 7 4 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（新井賢次君） 日程第 2 2、議案第 7 4 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 4 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和 8 年 4 月 1 日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び令和 8 年 4 月 1 日から共同設置する団体に「みどり市」が加入するため、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 3 議案第 7 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（新井賢次君） 日程第 2 3、議案第 7 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年 2 月 8 日午前 1 1 時 4 8 分頃、職員が研修出席のため、公用車で伊勢崎市内を移動中、直前の赤信号を見落として交差点に進入してしまい、青信号により進入してきた相手車両（バイク）と衝突、相手運転者を負傷させ、車両を損傷させてしまったもので、町側の過失割合 1 0 割の人身事故となり、議案書に記載の損害賠償額を相手方に支払うものでございます。

なお、物損の賠償につきましては、令和 5 年 3 月定例会にて承認をいただき、示談成立となっております。また、損害賠償額は町が加入している保険から直接支払われます。

職員の公用車運転中の事故につきましては、今後とも再発防止に努めてまいりますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1 2 番月田均議員。

〔1 2 番 月田 均君発言〕

◇1 2 番（月田 均君） 金額が大分高いのですけれども、具体的にどういった内容でこれだけの金額になったのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） こちらの損害賠償金の内訳ですけれども、治療関係費、休業損害、慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益、雑費、障害見舞金等々でこちらの合計金額となっております。

こちらの過失割合につきましては 1 0 ・ゼロということで、相手方も最終的には弁護士さんを立てて、町の保険は町村会のほうに加入しているのですけれども、双方、弁護士同士の話し合いが行われた

結果、こちらの金額で示談という形になっております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） かなり重傷だという感じを私は受けたのですが、今現在はどんな状態なのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 今現在につきましては、現在勤められている職場のほうに、もう前に復帰をされているということだそうでございます。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時10分に再開します。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長に発言を求められていますので、これを許可します。
健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 議案第63号、一般会計補正予算で月田議員からご質問していただいた件についてお答えします。

議案書の111ページ、放課後等デイサービス事業における利用者数についてですけれども、令和7年10月分の利用実績までが今町で把握しているものになります。延べになります。延べ件数としては、放課後等デイサービス事業、1か月95件の利用があります。実人数で言いますと、83名の児童生徒さんが利用されています。ちなみに、令和6年の10月、1年前の実績からですと、6年10月は延べ85件、実利用人数が75人となっております。

事業所数ですが、玉村町には7つの事業所があります。11月に1つまた事業所ができて、8事業所になっております。ちなみに、玉村町の利用者さんは玉村町の事業所というわけでもなく、それぞれのお子さんの発達によって、利用はどこでもそのお子さんに合った事業所であれば、町外でも利用できます。

なお、実績としては伊勢崎市の事業所3件、前橋市の事業所7件、高崎市の事業所6件、藤岡市の事業所2件の利用実績があります。

以上です。



○日程第24 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第24、一般質問を行います。

今定例会には、12名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和7年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 玉村町校内教育支援センターについて 2. 社会体育における小中学校の冷房設備の利用について 3. 高橋川周辺の環境整備について 4. 生活道路の補修について	松 本 幸 喜
2	1. 旧両水跡地の周辺開発について 2. 小中学校体育館の夜間のエアコン使用許可について 3. 社会体育館へのエアコン設置について 4. 中学校制服の購入代金の一部補助について	浅 見 武 志

順序	質 問 事 項	質 問 者
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガソリン暫定税率廃止に伴う町財政への影響について 2. 玉村町魅力発信機構の成果と今後の展望について 3. 高橋川の整備計画について 	井 上 景 子
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年での台風第19号の被災の教訓を踏まえた（上陽地区高橋川流域）の今後の防災・減災対策について 2. 上陽地区の通学路や主要交差点における歩行者の安全確保について 3. 買い物難民対策について 4. 上陽分団の前面道路（町道3041号線）の拡幅工事の進行状況について 	峯 岸 敬 一
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高崎市で建設予定の「BETTER DAYS」に関する町との協議や今後の道の駅対策について 2. 住宅リフォーム補助制度の利用状況について 3. カーブミラー設置要望には予算確保して速やかに対応を 	備前島 久仁子
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の町政運営における財政戦略について 2. 災害時における避難所等の安全確保に関する民間事業者との協定締結について 3. 高齢者タクシー利用補助券の見直しについて 	羽 鳥 光 博
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 玉村町B&G海洋センターの今後の運営方針、改修、修繕計画等について 2. 温暖化に伴う教育関連設備の対応等について 3. 交通弱者の安全確保の取組等について 	川 端 悟
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳がん検診状況、及び受診シール（無料対象）の利用状況等について 2. 町内の危険箇所等について 	笛 木 美登利
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台風・集中豪雨等の水害対策について 2. 五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想について 	高 橋 茂 樹
10	<ol style="list-style-type: none"> 1. 矢川樋管について 2. デマンド乗合タクシーたまGOについて 	嶋 田 由紀子

順序	質 問 事 項	質 問 者
1 1	1. 玉村町の不登校対策と、児童館・公民館等を活用した児童生徒（小中高生）の居場所づくりについて 2. 健康寿命を延ばす町づくりと、介護保険料県内統一化への対応について	堀 越 真由子
1 2	1. 町のサイバーセキュリティ対策は万全か 2. 道路の修繕と道路の長寿命化について 3. 桜が危ない。クビアカツヤカミキリへの対応を聞く 4. 庁舎1階にあるデジタルパネルについて	月 田 均

◇議長（新井賢次君） 初めに、6番松本幸喜議員の発言を許します。

[6番 松本幸喜君登壇]

◇6番（松本幸喜君） 議席番号6番松本幸喜でございます。議長の許可が得られましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

質問に先立ちまして新しいメンバーということで、新しい議会がこれから始まりますけれども、私も初心に立ち返りまして、これからいろいろ議会活動に関わっていきたくと考えております。それでは、よろしくをお願いします。

まず、先週ですか、教育予算で、学校給食費というのが国会のほうで予算案原案に盛り込まれるということで、来年度、2026年度からまず小学校の学校給食費が無償化になると、そしてまた、できるだけ早い時期に中学校の給食費も無償化になるというようなことで、玉村町の教育予算におきましても、このところ1億4,000万円前後の給食費、真水で使っていたわけですがけれども、それが国からの補助がもらえるようになるということで、教育予算のほうにも、これ教育予算だけの問題ではないかと思っておりますけれども、そういったことを、予算的な余裕が1億4,000万円ほど出るのではないかというようなことで、全て使うわけにはいかないかもしれませんけれども、町の予算が広がるというようなことを念頭に質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問させていただきます。まず、玉村町校内教育支援センターについてということで、今年の4月より配置をされたばかりでございますけれども、県内で初めて校内教育支援センターが設置され、様々な場面で成果を上げていると聞いています。そこで、以下の質問を行います。

- ①児童生徒の活用はどのように行われているか。
- ②通常学級の子供達の校内教育支援センターに対する受け止め方はどうか。
- ③現在週3日の開設であるが、残り2日間の対応はどのように行っているのか。
- ④子供達の利用がない場合の担当職員は、どのような活動を行っているのか。

⑤校内教育支援センターを活用している児童生徒に変化がみられるか。

⑥週5日の対応が行われるようにする考えはあるか。この点について伺いたいと思います。

2番目に、社会体育における小中学校体育館の冷房施設の利用について伺います。社会体育での体育館利用者から各小中学校の体育館の冷房設備の利用について強い要望があります。6月議会において質問した折には、電気代等の調査をし、検討するとの返答でありました。そこで、以下の質問を行います。

①全小中学校の体育館に冷房設備が設置されるのは、いつか。

②社会体育において冷房設備を利用した場合の電気代や、想定される利用日数はどの程度と見積られるか。

③どのような条件であれば利用が可能となるか。

④冷房設備の来年度からの利用は可能であるかと、この4点について伺います。

3番目、高橋川周辺の環境整備について伺いたいと思います。高橋川周辺の地域は、地形的な特性もあって内水氾濫を起こしやすい。2019年の台風第19号の折には、浸水寸前にまで水位が上がったと聞いています。そこで、以下の質問を行います。

①高橋川は「川」とはいうものの、用排水路扱いと聞いているが、管理者はどこになるのか。

②民家が隣接しており、竹や木が繁茂しているが、私有地と公有地の境はどのようになっているのか。

③一部石を積み上げて土留めがされているが、台風第19号の折には相当水位が上がっていたので、崩れる危険はないか。また、そのための調査はされているか。

④利根川との接続部分が整備されてきているが、今後高橋川の整備計画はどのようになっているのか。以上の4点について伺いたいと思います。

4番目として、生活道路の補修について。道路整備については、利用者の多い主要道路の補修が優先されるのは理解できるところであるが、限られた人数であっても日常的に利用される生活道路もまた重要なインフラである。そこで、今後の道路整備計画について、以下の質問を行います。

①各区からあげられている道路補修に関わる要望は何件あるか。

②各区の要望のうち、今年度中に行われる補修等の工事は何件か。

③道路関連予算に生活道路の補修費用枠を設けて、一定程度の補修が確実に行われるようにする考えはあるか。

以上の4点について伺いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町校内教育支援センターについて、社会体育における小中学校体育館の冷房設備

の利用についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、高橋川周辺の環境整備についてのご質問にお答えします。まず、1点目の高橋川の管理者はどこになるのかについてですが、高橋川は普通河川になるため町が管理者となります。

次に、2点目の私有地と公有地の境はどのようになっているのかについてですが、正式な境界を決めるには、境界確定測量を実施し、それを基に境界確定を行う必要があります。周辺で近年に住宅などの建築があった土地では境界確定が実施されているものもありますが、ほとんどの土地は境界確定が実施されていない状況です。

次に、3点目の石積み箇所の崩れる危険性とその調査はしているのかについてですが、石積みはそこに接する土地所有者が設置したものと考えられますが、今までのところ、石積み箇所以外の場所も含めて危険性の調査を町では実施していません。

最後に、4点目の今後の高橋川の整備計画はどのようになっているのかについてですが、まず高橋川と利根川が合流する最下流については、現在、伊勢崎土木事務所が利根川堤防改修を実施しており、それに伴い既存の樋門を新たに造り替える必要があることから、位置を現在の場所から西側にずらし、利根川に直角になるようにするほか、高橋川の計画流量に対応できるように大きな樋門に造り替える計画となっております。工事は土木事務所が実施し、現在の樋門よりも能力がアップとなる部分に係る費用については町が負担することで今年度協定を締結しております。完成は令和10年度末の予定となっております。

それから、その上流となる県道高崎伊勢崎線南側の石積み部分や自然護岸部分につきましては、整備を行うに当たっては多額の費用が必要となると見込まれるため、まずはこういった作業が必要で、どのような手順で実施するのか、どのくらいの費用と期間が必要となるのかなどを整理し、今後の取組方針を定めるための基本計画策定業務を令和8年度に実施したいと考えています。

次に、生活道路の補修についてのご質問にお答えします。まず、1点目の各区からあげられている道路補修に関わる要望は何件あるのかについてですが、道路の補修に関する要望、蓋がない道路に蓋をかけてほしいなどの道路の改良に関する要望、道路の穴や水たまりの改修の要望などで、年間60件から70件の要望が各区から寄せられています。

次に、2点目の各区の要望のうち、今年度中に行われる補修等の工事は何件かについてですが、舗装の全面打ち替えなど、計画的に実施している比較的規模の大きい200万円以上となる工事は3件となります。また、危険箇所の補修など、早急に対応が必要な補修工事は11月13日時点で31件発注済みとなっております。

また、側溝の改修など、道路の拡幅を伴う道路改良事業につきましては、200万円以上となる工事を今年度、4件予定しております。

また、道路パトロールを行っている会計年度任用職員では対応することのできない比較的大きな道路の穴の補修や水たまりの解消などの部分的な補修につきましては、11月13日時点で23件発注

済みとなっております。このほか、職員により直接補修が可能な小さな穴については、確認次第対応しております。

最後に、3点目の生活道路の補修費用枠を設けて、一定程度の補修が確実に行われるようにする考えはあるかについてですが、予算区分では、生活道路などの補修に関しては「道路補修事業」で、幹線道路など計画的な補修が必要なものについては「道路舗装修繕計画推進事業」で、水路改修など道路の改良を伴うものについては「道路改良事業」の3つに分けて工事を実施しているところです。しかしながら、各区より数多くの要望が寄せられており、また予算も限られていることから、職員が現場を確認した上で、内容を精査し、緊急性や他の要望箇所とのバランスなどを考慮しながら工事箇所の選定を行わざるを得ないため、全ての要望に対応できていないのが現状です。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。松本幸喜議員の玉村町校内教育支援センターについてのご質問にお答えします。

まず、1点目の児童生徒の活用はどのように行われているかについてですが、11月1日現在、校内教育支援センターを日常的・継続的に活用している児童生徒は、小学校で10人、中学校では12人になります。また、ふだんは教室で過ごししながら、気持ちを落ち着かせる場として一時的に活用している児童生徒も数名おります。

次に、2点目の通常学級の子供たちの校内教育支援センターに対する受け止め方についてですが、開設当初は、新しい取組であることから「特別な場所」として捉える児童生徒も少なくありませんでしたが、支援センターで過ごしている友達と、授業や休み時間等で交流する中で、児童生徒の認識に変化が見られてきております。現在では、休み時間に支援センターに来ておしゃべりする児童生徒も見られるようになり、自分自身も困ったときには「あそこで一度気持ちを落ち着かせればよい」と理解する児童生徒も出てきております。徐々にではありますが、支援センターが特別な場所ではなく、教室とつながりのある学校内の一つの安心できる居場所として認知されつつあると受け止めております。

次に、3点目の週3日の開設日以外の2日間の対応についてですが、週3日勤務の支援員がいない残りの2日間の対応につきましては、児童生徒の様子や支援の経過が途切れないよう、支援シート等を活用して児童生徒が1日をどのように過ごしたのか、またどのような支援を行ったのか等を記録として残し、管理職や養護教諭、空き時間の教員がそれを見て必要な支援を行うことで、できる限り継続性のある対応が可能となるよう努めているところです。

次に、4点目の子供たちの利用がない場合の担当職員の活動についてですが、児童生徒への支援の継続性を持たせるために支援記録を整理したり、管理職や担任の先生へ情報を伝えたりしています。また、通常の教室で学習している児童生徒に対しても支援が必要と判断された場合には、教室に向向

いて支援を行うこともあります。さらに、中学校では通常の学級で過ごしている生徒の話を丁寧に聞いたり、悩みや不安などの相談に乗ったりしながら、不登校の未然防止にも取り組んでおります。

次に5点目の校内教育支援センターを活用している児童生徒の変化についてですが、特に小学校において、不登校の児童の登校日数が増えてきている傾向にあると言えます。一例ではありますが、過去2年間、ほぼ不登校であったお子さんが校内教育支援センターをきっかけに4月からはほとんど休まず登校できるようになったとの報告を受けております。現在では朝から帰りの時間までセンターで過ごし、通常の教室で授業を受けたり、給食は自分で教室へ行って食べられるようになったりするなど、活動の場が着実に広がってきているようです。

また、別の事例では、「1日1時間は教室でみんなと勉強する」という目標を、支援センターで過ごす子供たちみんなで立てたことをきっかけに、徐々に教室で過ごす時間が増え、これまで参加できていなかった学校行事にも参加できるようになった例もあります。そして、その中の一人は、10月から全ての時間を教室で過ごせるようになったと聞いております。

これらの変化は、校内教育支援センターが「安心できる居場所」として機能し、子供たちが小さな成功体験を積み重ねながら、自分らしく主体的に前へ進んでいく上で、大きな役割を果たしているあかしの一つと捉えております。

最後に、6点目の週5日の対応が行えるようにする考えはあるかというご質問についてですが、支援員の勤務が週3日、1日5時間ということで、児童生徒一人一人に応じた継続的できめ細かな支援が十分とは言えない状況です。実際に、支援員が不在の日には在校時間が短くなってしまいう児童が見られたり、支援員と関係教員との情報共有の時間が十分に取れなかったりと、切れ目のない支援体制の確保は大きな課題となっております。しかしながら、不登校対策に大きな成果を上げている事業でありますので、今後の方向性として、予算面の拡充や適切な支援員の人材確保などの課題をクリアしながら、可能な限り支援員の配置日数や時数の増加を目指していきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、本事業の取組の成果と重要性についてご理解いただき、引き続きご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会体育における小中学校体育館の冷房設備の利用についてお答えいたします。6月議会でも答弁させていただきましたが、各小中学校の体育館へのエアコン設置工事は、猛暑下での教育活動時における児童生徒の体調悪化の回避と、災害時に学校体育館を避難所として利用する場合の避難者の健康の保持や安全な環境の維持を第一義の目的としたものです。

そのため、学校開放事業での冷房設備の利用につきましては、設置工事が完了せず、使用実績が未確定な段階では、電気使用量の増大やそれに伴う電気使用料金の高騰によるCO₂削減計画や町の財政負担への影響が未知数であることから、利用を許可することに慎重である旨の答弁を行いました。

しかしながら、昨今の温暖化による命の危険を伴うほどの極端な気温上昇に鑑み、学校開放事業における学校体育館の冷房設備の利用については、児童生徒を含めた利用者の皆様の健康被害を防止す

る上で不可避であろうとの認識に立ち、今年の夏の2つの中学校の教育活動における利用状況と電気使用量の推移を分析するとともに、学校開放事業での利用を許可した場合の電気使用量のシミュレーションを行いながら、慎重に検討を進めてまいりました。

また、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様からのご要望も数多く寄せられているところでもありますので、まだ最終的な結論には至っておりませんが、利用者からの受益者負担もいただきながら、学校開放事業での利用を許可する方向でお答えをしたいと思っております。

まず、1点目の全小中学校の体育館に冷房設備が設置されるのは、いつかについてですが、昨年度、2校の中学校体育館と武道場に冷房設備が設置され、今年度は5校全ての小学校体育館に冷房設備が設置されます。工事の進捗状況は各校で異なりますが、年度内には全ての工事が完了する計画であります。

次に、2点目の社会体育において冷房設備を利用した場合の電気代や、想定される利用日数はどの程度と見積られるかについてですが、今年度は、電気供給事業者が変更になったこともあり、現在、改めて電気使用料金や利用日数等のシミュレーションを行っているところでございますので、大変恐縮ですが、もう少し確定までお時間をいただき、その結果に基づいて、利用者の皆様からの受益者負担金額も慎重に検討していきたいと考えております。

次に、3点目のどのような条件であれば利用が可能となるかについてですが、夏季における高い室温時の利用とし、今後、具体的な利用規定を定め、新年度4月に開催予定の学校開放利用団体代表者会議において、運用ルールの周知はもとより、利用料金については受益者負担とすることについても十分な理解を得たいと考えています。

次に、4点目の冷房施設の来年度からの利用は可能であるかについてですが、今年度中には全小学校での工事が完了する予定ですので、令和8年度の夏から、全ての小中学校で学校開放事業において利用可能とする方向で、学校教育課と生涯学習課で細部を詰めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

まず、玉村町の校内教育支援センターについて、大変大きな成果を上げていると言っているのではないかなと思います。群馬県におきましては、この10年間、不登校児童が過去最高ということで、全国的にそうなのですけれども、群馬県においても非常に多いということがございます。玉村町につきましては、全く学校に来られないという子はいないという話を伺ってはいるのですけれども、その子たちが学校に入って、人との関わりを持てるようになる。これは人生に関わる問題だと思うのです。その本人だけではなくて、家族も含めた大きな取組だと思っておりますので、ぜひ今後も取り組んでいただ

きたいと思います。

特に心配なのが、お話の中でもありましたけれども、そこが新たな特別視される場所になってしまう、これは本人が自己決定をして、自分からそれを求めていったのだということが周りの生徒にも伝わるような、そういう対応というのですか、危惧するところというのは、先生がもうあそこに行っていたほうがいいのかというような形で誘導してしまうと、新たな特別な場所になってしまうのではないかと要らぬ危惧をしているところではあるのですけれども、その辺はどういう関わりになっているか、教えていただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

学校によって利用している人数もまちまちではございますが、先ほどあったとおり、利用している場合について、日常的に利用しているお子さんについては、保護者の方とも了解を得て、子供がそこを起点として学校生活を行えるようにという形で、学校と保護者との了解と、子供がそこに行きたいという思いを全て鑑みて行っております。

ただし、教室の中でいっぱいいっぱいになってしまっていて、大声を上げて教室にいにくくなっている、発達にちょっと課題のあるお子さんもおります。そういった場合については、校内教育支援センターに1時間ないし2時間いて、気持ちを落ち着かせた状態でまた教室に戻るといった状況がございます。こういった場合については、保護者の理解を、保護者のところに今校内教育支援センターに入れますよ、ということについて説明することはできませんが、その時間利用しましたよということについては担任のほうから保護者にその旨を伝えさせていただいて、今後もそういったことがある可能性が十分にありますので、またご了承くださいといったような形で活用をさせていただいています。

また、子供によっては、あそこに行くと、トランプをしていたりゲームをしていたりということで、何か羨ましいなということで、私も行きたいという子供もおり、それについて保護者に伝えると、保護者は、うちの子供はそこに行つてではなくて、ちょっとずるい考えがあつて、遊びたいなという思いを持ちながらそういった話をしているので、うちの子供には教室であなたは頑張れるのだから頑張りたいよというような形で、保護者と連携を取りながら、学校が扱っているということでお伺いしているところです。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） まずは、周りの子たちから特別視されるような扱い方にならないという工夫、例えばなかなか子供によっては、そのいらいら感であつたり、奇声を発したり騒いだりというのが、

要するにその場そのもの、自分では説明はできないけれども、その場にいること自体が苦しいのだという訴えの一つ、表現の一つというふうに考えると、例えばカードを提示することで無条件で、では行ってきていいよというような形で受け入れられる、自分がこれをやれば受け入れられるという気安さ、それがまず一つは必要だと思うのです。

ある程度能力のある子については、そこでただただ遊んでいてというようなことに関してつまらなくなる、自分自身の学習意欲というものを引き出していくという意味では、無理やりああしたほうがいいよ、こうしたほうがいいよというようなことよりも、本人がこれからどうするというふうな疑問を投げかけることで、自分で自己決定をしていく、こういった教育がこれから必要になってくるのかなというふうに思います。今、上陽小でいろいろ取り組まれていますけれども、突き詰めると自己選択と自己決定、そして教育現場としてはその環境をいかに広げていくか、個々によって全て理由は違うと思うのです。家庭環境であったり本人の能力の問題であったり、教室内の人間関係であったり、様々です。それに対応するというのは、1人の教員では非常に難しい、そのところにワンクッション置けるというのがこの校内教育支援センターの大きな役割だと思います。

そういう取扱い方をすることで、既にたった8か月くらいですか、夏休みを除けばもう半年もかからない状態の中でいろいろな成果が出ているという、そういうような非常に重要な働きをしていると思いますので、これからの教育観にも関わってくるかと思うのです。ちょっと話はずれてしまいますけれども、来年度から教育課程も大幅に変更されるというふうに聞いております。新しい教育観で、新しい教育の内容にこれから位置づけが随分変わってくるのかなと、そういう最先端のところを今上陽小学校が担っているのではないかなと考えますので、ぜひこういった利用がスムーズにというか、こだわりなく使えるような、そういうものになっていただけるとありがたいと思います。

それと、利用がない学校というのですか、そういったところはございますでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 実際に利用が多い学校と少ない学校ということで、1名がそこを使っているという学校も実際にありますし、そこに常にいるというだけではなくて、保健室のほうが安心するので保健室を活用していて、そこに支援員さんが何うと、養護教諭とともにやるという、そういった学校もあるというのが現状です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 予算面につきましては、来年度からになりますけれども、給食費予算、玉村町は先行して1億4,000万円前後の費用を町の真水の予算で使っているわけですから、それがあがる意味浮く形になると思いますので、ぜひその辺を考慮した予算編成をこれからの中に含めていただけたらと思うのですけれども、町長、どうでしょう。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 大事なことだと思っています。特に、町としても地域として見守り育てていくということが非常に、そしてまた子供たちがこの中で居場所を見いだしてきているという現状も確かにあるようですので、それは本当に地域を挙げて、やはり責任を取っていく必要があるのかなと思っています。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） この校内支援センターの取組というのは、本当に、群馬県で玉村町が初と、何か所か今度玉村町を模範にして取り入れてくれているところも出てきているようですけれども、初ということで、特に再来年になりますと、上陽小で行っているインクルーシブ教育と呼ばれている教育内容というのが、群馬県全体で執り行われると、導入されるという話になっています。それを補完するような極めて重要な取組かなと思いますので、ぜひこういった取組を充実させていただいて、人材確保に努めていただきたいなと思っているのですけれども、こういった人材の方というのは教員免許をお持ちの方に限られるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

現在は、教員免許を持っていて、ある程度ベテランで指導経験のある先生をという形で進めてまいりました。今後については、こういった退職をされる先生方には声をかけつつ、また地域の免許を持っていない方でも、一緒にやれるような形でうまく活用できるようなシステムをつくっていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） これに関してはやはり特別支援に造詣のある方、インクルーシブに対しての造詣のある方というのがどうしても必要になるかと思います。私自身のことを考えると、どうしても評価だとか勉強というところに持っていきたくなるのかなと思うのですけれども、むしろそれ以前の問題として、学校なり人との関わりがまず取れるというところから、精神的な余裕ができたところで少しやってみるかいというような誘いを入れるくらいのところが、そのくらいある程度のスパンを考えた取組が必要だと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

玉村町の教育行政方針を見ていただいても分かりますし、自立と共生というふうに2つのことを目標にしております。その中で子供たちが自ら考えて自分で判断して行動できる、そういった資質を持った子供を育てたいというのが玉村町教育委員会での役割であると考えております。それにはまず、自己決定をするということについては、もう欠かせないことであると考えていますので、どこにいても、支援センターを利用するお子さんについても、通常学級に在籍するお子さんも、特別支援学級に在籍するお子さんについても、自分が何をするのか、夢を持って、その夢に向かって自分自身の行動を自分で決められる、そういった人材をつくっていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） そうですね。幅広く捉えていただいて、その子の人生の入り口というような意味合いで捉えていただけるような人材ということを考えてみると、誰でもいいというわけにはなかなかいかないのではないかなと思います。教員免許云々だけではなくて、例えばこれもなかなか現状では難しいのかもしれないですけども、保育関係でいろいろなノウハウ、教材等のノウハウをお持ちの方ですとか、そういった方がより積極的に入っていただけるようになると、対応の仕方の幅が広がるのかなと思います。そういったことも視野に入れた人材選択というような理解でよろしいでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） おっしゃるとおりだと思っています。そういった形で人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 大変具体的な成果、具体的な手だてをこういう形で取り組むことで、具体的な成果も現れていますので、ぜひ来年度からの拡充、こういったものに取り組んでいただけたらありがたいと思います。

次に、社会体育における小中学校体育館の冷房設備の利用について伺いたいと思います。先ほどの教育長からのお話にもありましたけれども、来年度から実施するというようなことで、発表といたしますか、具体的な金額ですとかそういうものはなかなか今の段階では言えないのかもしれないですけども、以前、他市町村の状況を調べると大体1日5,000円程度の金額というのを上げられているところが多いかと思うのですけれども、それに比較して多いとか少ないとか、目安としてはこのくらいになるというようなものがありましたら、ぜひお願いできたらと思います。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

試算でございますけれども、基本料金を含める含めない、もしくは実費相当分で行う、もしくは設備投資の回収も含めて考える、多種多様な試算方法がありますけれども、玉村町におきましては、実費相当分で利用者負担にしたいということで今精査をしているところでございます。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 金額の大まかな範囲というのはまだ出せないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 申し訳ございませんけれども、固まった時点でまた報告をさせていただきたいと思っております。

ただ、今、ちょっといい報告が1つありまして、我々が一番懸念しておりましたスイッチの消し忘れ、利用者の皆様がスイッチを消し忘れて帰ってしまったときに、一晩中ついていた電気代はどうするのかという点ですけれども、工事担当のほうから本体にタイマーが、設定の中にあるということで報告をいただきまして、それは我々も安心材料として、あとは本当に金額を固めるだけということまで来ていますので、もう少しお時間をいただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） よかったですね。よくカードでもってタイマーを設置してというような、そういうものと相当追加費用がかかるのかなと思っていたのですけれども、その必要もなさそうなので、そういう面では非常に導入しやすいとか、環境がよくなってきているかなと思います。非常にあちこちから、様子を聞きに行くと、私のほうも厳しいご指摘をいただいて、何とかしたいなど考えているところで、力強く、来年度から実施するということだけで言っただけで、あとは、体育館も1か所を2つのグループで使うとか、そういうようなところの調整についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

その点も含めまして料金と一緒にまとめて発表できればと思っておりますので、こちらにつきましても、本当に申し訳ございません、もう少しお時間をいただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） まだ詰めめの段階ができていないということで、結論としては来年度から実施するということが固まっているということで、聞かれたらそのような形で、新年度、4月の会議で正

確に細かい問題については発表するというお伝えできたらと考えています。ぜひよろしく願います。

次に、高橋川周辺の環境整備ということなのですが、高橋川周辺、町に管理の責任があるということですが、あそこのまずは安全確保というのが一番重要になってくるかと思います。その目視でも何でも結構なのですが、調査というのはされていないということなのですが、その辺は今後どういうふうを考えているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

調査は特にしておりません。まず、高橋川につきましては、玉村大橋を造る際に、玉村大橋から下流について、橋の影響部であったものですから、その際に群馬県のほうで下流の一部について改修しております。それで、ただ全部、利根川につながるまで護岸改修したわけではなくて、一部改修した先の樋門、こちらは昭和30年代後半くらいに造られたと推測されるのですが、そちらのほうがそのままとなっております。今回、堤防改修をする際に、高橋川の容量に合わせて、その樋門のほうも土木事務所と協定を結んで大きくするような形になっています。

台風第19号のとき内水氾濫が起きたということで、はっきりした原因は分からないのですが、そちらにつきましては、樋門があまりにも小さいために、そこがボトルネック状態になってしまって、水の流れが悪くなってあふれそうになったということもあるのかなと思います。

今回、現在の樋門よりも土木事務所が設置する樋門については約6.7倍の大きさの樋門になりますので、まずはそちらのほうで、多少なりとも解消されるのかなと思っています。

その上流につきましては、調査はしていないのですが、職員のほうで現場を確認して、護岸の侵食等もありますので、来年度予算をいただいて、まずはこういったものをするか、その調査等も含めまして今後の方針等を決めたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 川の流れをよくすることで水位を下げていくというような、そういう意味でも、環境というか、水害に対する防災の環境が改善できる、少しでも住民の方の不安を解消できるような、軽減できるような形で動いていただけたらと思いますが、その実態の把握、これがされないことには対応の仕方というのも出てこないと思うのですが、先ほど町長の答弁の中にも調査を行うというようなことがありましたが、もう来年度から、その辺は調査を行える、また民地と公有地の境、そういったものの調査というのは行えるという理解でよろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まず、その範囲が結構広いものですから、いきなり境界確定するとか、そういったものではなくて、まずどういったことが必要なのか、その辺からやって、費用がどのくらいかかるのか、期間がどのくらいかかるのか、町は1年間にどのくらいのお金を出せるのか。また、そのほか補助金とか交付金とか起債とかそういったものがどういうふうに使えるのか、その辺も含めて来年度調査をして、方針を決めたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） その調査というのは、どういう機関が、具体的にはどういうふうに行うのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町のほうから業務委託として、コンサル会社のほうに出して調査を行います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） そこには測量ですとか、そういうものは含まれないということなのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

そうですね。まだ測量の段階まで行く前に、まず何が必要か、どういう手順でやるのかという整理を行いたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 取りあえず、来年度中にはそういった着手がされるという理解でよろしいでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

そうですね。来年度中に業務委託を発注したいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） もうここは大分前の町長さんからの懸案になっているとお話を伺っています。ぜひ、非常にお金がかかると、土木事業費ですと相当かかるのではないかなと思われまうけれども、長年の懸案ですので、一步一步でいいかと思いまうけれども、なるべく早い時期に具体的に取り組んでいただける、そういったことを住民の方たちにご理解いただけるような取組になると、不安解消にも非常にいいのかなとは思いまう。

それと、一部、住民の方が護岸工事というか、石を並べて、相当の労力や費用も使われたのではないかと思うのですけれども、石積みでもって護岸が防がれているところがあるのですけれども、台風第19号の折に相当水位が上がって、外目から見ると若干膨らんでいるようなところというのが危惧されているのですけれども、その辺の目視の調査みたいな、崩れる心配はないのかなというような感じがするのですけれども、その辺目視でも何でも職員の方が見に行くと、調査をするというようなことは行わないのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今のところそういった調査はしていないのですけれども、そういった状況であれば、今後目視で点検などを行いたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ぜひ、はっきりここまでやりますとは言えないまでも、そういう形で実際に見て必要性を感じていただいて、地域の方とその必要性について少しでも共有をしていただけると、町がこういう形で動いているのだなというようなことが住民の方にも伝わっていくのかなと思いまうので、ぜひそういった活動も含めて考えていただけたらと思いまう。

4つ目に移らせていただきたいと思いまう。生活道路の補修についてということなのですが、先ほどの町長からの説明ですと、非常に大きな20件、30件というたくさんの方の要望に答えているというようなことのございまうけれども、全体の予算からするとそこに使われている予算というのは何%くらいになるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

パーセンテージはちょっと計算してみないと分からないのですけれども、まず道路補修事業ですと、令和7年度の当初予算で工事といたしますと2,500万円、道路舗装修繕計画推進事業の当初予算分は4,270万円、道路改良事業の工事分としましては3,500万円の金額を要求させていただいて、そちらのほうが当初予算としてついております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 道路ってなると非常に金額がかさむと、場所も多いというようなところで、大変迅速に、簡単に補修できるような場所でしたら職員の方がもうすぐさま出向いて行って、迅速に対応していただけているというようなこととお話はいろんなところから伺っております。職員の方の費用負担を考えた活動が続いているなどは思います。

ただ、やはり各地区のところでは長年要望の出ているものというの、先ほどの説明の中でありましたように、200万円以上というか、結構それ以上、非常に大きな金額になってほかを圧迫してしまうような事業というのたくさんあるのかなとは思っておりますけれども、主要幹線道路の補修というのは何%くらい済んでいるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 詳しい数字でなくて、大体このくらいというのが分かれば。

◇議長（新井賢次君） 数字を聞く場合は、事前に伝えてもらえれば助かると思いますので。今、お答えできますか。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） すみません。後で聞きに伺いますので。

いろいろ計画の中で出ているものもあるかと思うのですけれども、地域の要望として長年出ているけれども、なかなか進展しないというような声も、いろんな各地区で伺っています。少しそういったところに重点的な予算配置というのがこれから必要になってくるのかなと思いますので、その辺も含めた今後の予算の在り方というのを考えていただければと、少ない予算の中で随分工夫をして努力していただいているというのは重々承知しておりますので、ぜひその辺の予算配置、あれもこれもというわけにはいかないかと思っておりますけれども、取りあえずある程度の予算が、学校給食費全て当てにするわけにはいきませんが、ある程度の配置というのが考えられるのかなと思っているのですけれども、その辺について町長、どう考えますか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 暮らしやすい地域をつくるというのは、本当に全世代に対応し、いろんな人にとっての暮らしやすさということがありますから、やはりもちろん子育て世代応援ということで力を注いでいるわけですが、学校給食費が無償化されるとなると、今度は今負担している部分が少し楽になるというか、それはあれだけども、もっと言えば、第1子の保育料が無償化されていけませんので、そういうのもあるし、生活道路の不安、不満という声は聞いていますので、どうやってバランスを取って暮らしやすいまちを、地域をつくるかということだと思います。やはりそこは、そのことを勘案した上で、そしてまたこの高橋川はとても深い問題がある、深いですよ、あそこは。本当にどのような状況までやっていけばいいのかというのは、これから策を練る。もう時間もかけてという、お金はどうするのだという、工面のところもありますので、ここで言えませんが、しかしトータルとして、どこの地域に住んでも暮らしやすいですよというそういう環境はつくっていきたいと思っています。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 昔、コンクリートから人へというようなスローガンが叫ばれた時代もありますけれども、玉村町の場合は教育予算ですとか、保育予算ですとかそういったところに非常に手厚く、他市町村に比べても胸を張れるような対応ができていかなと思っています。

ひとえに皆さん方の努力のたまものかなと思いますけれども、そろそろ生活環境を守るという意味でも、道路ですとか、河川ですとか、そういうようなところでやれるところからやっていく、少しはやはりコンクリートも必要なので、そういったところに目を向けて取り組んでいく必要があるのかなと感じております。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。午後2時半に再開いたします。

午後0時13分休憩

午後2時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、11番浅見武志議員の発言を許します。

〔11番 浅見武志君登壇〕

◇11番（浅見武志君） 11番浅見武志です。一般質問を始めます。

1つ目、旧両水跡地の周辺開発についてお聞きします。昨年6月の定例会において、私が一般質問した旧両水跡地の開発について、町長の答弁では、「進出を希望する企業と協力しながら各種手続を進めており、現在、農林調整に関する国・県・関係機関との協議が完了したところ」だということで、「今後は、本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会などの手続を経て、令和7年度に県全体で実施される第9回線引き定期見直しで、市街化区域への編入を予定しており、その後、進出を希望する企業が開発や建築に係る各種申請を行い、造成や建設などの工事を施工し、令和9年度頃の開業を予定しているとのことでありました。

そこで、現在の進捗状況について、5つの点についてお伺いします。

- ①本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会の状況は、どのようになっているのか。
- ②第9回線引き定期見直しで、市街化区域への編入状況は、どのようになっているのか。
- ③進出を希望する企業の開発や建設に係る各種申請の状況は、どのようになっているのか。
- ④西側の地権者との話し合いの状況は、どのようになっているのか。
- ⑤歩道整備を行うことになっていると思うが、進捗状況は、どのようになっているのか。

2つ目、小中学校体育館の夜間のエアコン使用許可について。学校開放において、6月から10月までの暑い時期に、小中学校体育館の夜間のエアコン使用について、許可することはできないか見解を問います。

3つ目、社会体育館へのエアコン設置について。災害時の避難所にもなっている社会体育館のアリーナに、エアコン設置をする考えはないか見解をお伺いします。

4つ目、中学校制服の購入代金の一部補助について。

- ①令和8年度に中学校入学予定の児童数は何人いるか。
- ②物価高騰の折、中学校入学時に制服購入費用の補助として、1人当たり3万円程度の保護者支援をすることはできないか見解を伺います。

以上、1回目といたします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、旧両水跡地の周辺開発についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目と2点目の、本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会の状況及び市街化区域への編入の進捗状況についてですが、現在、各手続が予定どおりに進んでおり、今月末に市街化区域へ編入となる予定となっております。

次に、3点目の進出を希望する企業の開発や建築に関わる各種申請の状況についてですが、市街化区域編入後の来年1月以降、事業者の準備ができ次第、順次行われるものになります。

次に、4点目の西側の地権者との話し合いの状況についてですが、用地の確保に関しましては、事

業者が行っているところですが、おおむね合意に至っていると聞いております。

最後に、5点目の歩道整備につきましては、進出する事業者が造成工事を行う際に実施することとなっております。

次の、小中学校体育館の夜間のエアコン使用許可について、社会体育館へのエアコン設置について、中学校制服の購入代金の一部補助についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 浅見武志議員の小中学校体育館のエアコン使用許可についてお答えいたします。

松本議員のご質問にもございましたが、学校開放事業の推進を担う体育館の冷房設備の利用につきましては、児童生徒の安全と健康を最優先にしながらも、教育機能と地域サービスの両立を図ることが不可欠であると考えます。

また、熱中症対策は、教育現場のみならず地域のスポーツ活動全体の安全基盤を支える要素であり、現在の急激な気候変動を踏まえた学校施設の機能強化の一環として位置づけられていると認識しております。

こうした点を踏まえ、昨今の温暖化による命の危険を伴うほどの極端な気温上昇に鑑み、次年度からは、小中学校の体育館において、夜間や学校開放時の冷房設備の利用を許可する方向で準備を進めております。

ただし、現在の厳しい町の財政状況に鑑み、野球場やテニスコートの夜間ナイター設備の利用料金と同様の趣旨で、体育館の冷房設備の利用に伴う受益者負担金をいただくことに、利用者の皆様のご理解を賜りたいと考えております。

また、利用期間につきましては、これから生涯学習課と学校教育課で細部を詰めていくこととなりますが、浅見議員のおっしゃるとおり、6月から10月までの暑い時期が基準となるものと考えております。しかしながら、細部においてまだまだ詰めていく必要があることが多々ございますので、今後、詳細な利用規定を策定していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、社会体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。浅見議員のご指摘のとおり、現在、社会体育館にはエアコンが設置されておりません。令和3年度の大規模改修の際にアリーナとトレーニングルームにエアコンを設置する方向で計画を練りましたが、最終的には庁内での協議の結果、設置後のランニングコストなどに鑑み、アリーナへのエアコン導入は断念したという経緯があります。

確かに、社会体育館は災害時の避難所の一つになっており、体育館を避難所として活用した際の避難者の健康や安全な生活環境の維持を目的とするならば、エアコンの設置は不可避であると考えますが、来年度においては、海洋センターと総合運動公園管理棟における、多大な経費のかかる大規模な改修工事を控えていることから、速やかに設置をというわけにはいかない状況でございます。

多大な予算が必要となる社会体育館へのエアコン設置につきましては、その時期を含め、財政当局とも相談をしながら、設置に向けた準備を進めていければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、中学校制服の購入代金の一部補助についてお答えいたします。まず、令和8年度の中学校入学予定の児童数ですが、12月1日時点で、玉村中学校111名、南中学校148名、計259名となっております。

次に、中学校入学時の制服購入費用の補助についてですが、現在、就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、新入学用品費として6万3,000円を給付し援助しております。中学校の制服の購入費が高額であるとの声は承知しておりますが、現状において全入学生徒に向けた一律の制服購入費用の補助は難しいと言わざるを得ません。しかしながら、今後も就学援助制度を通じて、物価高騰の影響を受けやすい援助が必要な世帯に対し、きめ細かな支援を行うとともに、併せて玉村制服リユースバンク「子どもサポートかけはし」の活動を継続し、卒業後の制服の再利用の拡充を図りながら、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し、必要な支援を行っていきたいと思います。

また、中長期的には、制服の在り方やより安価な製品への変更等について、両中学校や保護者の皆様、児童生徒と一緒に検討していくことも、今後の選択肢の一つであると考えます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 自席より担当課長に、まず両水周辺開発の問題については、私ももう何度も何度も一般質問をしております。昨年の6月の定例会においても一般質問の回答が返ってきて、その後、両水周辺を通っても草ぼうぼうで何をやっているのだから分からないと、ちょうど今年選挙の年でいろいろ回ると、両水周辺開発はどうなっているのだということ町民の方から問合せがあったので、先ほど質問したことについて一つ一つ確認をしながら行っていきたいと思いますので、担当課長、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の本協議、治水協議、公聴会などは予定どおり進んでいるということですのでよろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、市街化区域編入の手続のほうは進んでおりまして、今月末に市街化区域編入となる予定となっております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） それでは、本協議、治水協議、公聴会などはもう終わったと、さらに令和7年度の県全体で実施される第9回線引き定期見直しについては、今月末に市街化区域編入となる予定でよろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

そのとおりでございます。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 次は、3番目になると思うのですが、進出を希望する企業の開発や建築に係る各種申請は、市街化区域編入後の来年1月以降、事業者の準備ができ次第順次行うという答弁ですが、この順序でよろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） そのとおりでございます。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 4番目の、西側に地権者が6件くらいあるのかな、あそこのところは今も稲が植わっていると思うのですが、そこところの地権者との話合いについては、町が介入はしていないけれども、出店する事業者との話合いは、おおむね終わっているという答弁でしたが、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

おっしゃったとおり、地権者さんは6名いらっしゃいます。交渉等につきましては進出を希望している企業のほうで行っておりまして、その都度町に報告が上がってきます。そちらについてはおおむね合意に至っておりまして、あとは細部を詰めているような状況ということでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） では、今のところ順調に進んでいるということですね。

それと、もう何度もこの問題はあったのですが、あそこところを開発するに当たっては、ちょう

ど中央小学校の横断歩道を渡ったところが、一番南側のところになると思うのですが、児童館があるところ、あそこを歩道整備をして、南玉へ帰る子供たちが危険のないように歩道整備をできるのではないかという質問をしたのですが、その点についても出店する企業との話合いはうまくいっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 歩道につきましては町のほうから当初より進出の条件として企業さんに伝えてありますので、そのとおりにやっていただくつもりでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） それでは、大体1年前に聞いたときと同じで、その事業についてはもう順調に行われているということによろしいのでしょうか。

あと最後に、私の質問にもあったのですが、造成や建築工事は、出店する企業が順次計画をし順調に行われているのか、その辺についてお聞きをします。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 編入後の各種申請の手続きにつきましては、進出企業が農転の届出だとか開発許可の申請だとか建築確認の提出だとか、そういったものはする形になっています。

ただ、近年、資材費が大分高騰してしまっていて、また人件費も高騰しております。そういったところでテナント料とかも大分高く設定する必要があるとか、そういったような課題が生じていて、今後変更があるかもしれないということで、今いろいろとその都度協議を行っている状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 玉村町はいろんな企業が出店したいと言っても、農転の線引きが終わらなければできないだとか、4年、5年と計画してからも時間がかかってしまいます。その間にやはりいろんなことがあって、建築費だとかそういった問題が出てきて、道の駅の北側の工業団地も7社決まっていたのですが、2社が撤退で、これからやるようなこととか、それからあそこの東部工業団地の西側も決まっていたのが1社撤退ということで、また再応募したりとかということで、私もずっとあそこのところを見ていると、まだ2年くらいかかるということなので、その間に撤退でもあっては困るなと思いつつ確認の意味を込めて、両水周辺開発のことについては一般質問をさせていただいております。

それで、予定では、令和9年頃の開発ということで、あと2年くらいであそこのところにスーパーというか、出店者が何店か出るという計画となっておりますが、その辺については町とのいろいろな協議も進めているとは思いますが、予定どおり令和9年度頃の開業については、どのように町と協議をしているのか、お聞かせください。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

当初の予定ですと、令和9年度ということでオープンにつきましては令和10年の春というような形で進めさせていただいています。ただ、先ほども申し上げましたように、資材費の高騰だとか人件費の高騰、それにより事業費が大分増大しているという話を聞いております。その辺で変更が生じてくる可能性というのはあるかと思えます。ただ、それにつきましてもいろいろと進出企業と協議をしながら滞りなく進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） この問題は、長きにわたって一般質問させてもらって、絶対に頓挫することなく、町の中心街であそこの集客が道路の状況からいっても玉村町の中心にありますので、その開発は玉村町発展のためには不可欠ではないのかと思えますので、どうか慎重に、令和10年の春のオープンを目指して、これからも町と協議をしていければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の小学校体育館の夜間のエアコンの使用許可についてお聞きします。私の前の松本議員のときにも答弁がありましたが、令和8年度から小学校、中学校の体育館のエアコンの使用を許可するような話となっておりますが、許可をするということによろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

許可の方向で、許可するということが大丈夫でございます。使用団体の皆さんにつきましては、毎年4月に集まっておりますので、そこでまた明確にお示しする予定であります。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） それから、エアコンの使用料についても、4月をめどに検討していくというような形だったのですが、受益者負担をいただいて、体育館を貸すという答弁だったのですが、その方向性で来年度の4月以降貸していけるようなことになるのか、その辺について確認の意味でもう

一度お願いします。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

あくまで電気代としていただくと、場所を借りるお金ではなくて、電気代として徴収をするという考えで用意しております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） これは、上毛新聞の10月17日の朝刊だったのですが、これを見ると、群馬県では県内公立小中学校体育館のエアコンの設置率が5月現在で約22.9%でございます。それで、全国的にも群馬県、何かいろいろと早くて、全国平均では22.7%だったのですが、群馬県は5月現在では約22.9%、並びに町村でいうと17の町村で、榛東村、南牧村、甘楽町、明和町、千代田町、邑楽町の6町村ではもう100%体育館にエアコンがついております。次に多いのは太田市なのですが、太田市については78.9%と市では最も高くなっております。それと早かったのは伊勢崎市だと思うのですが、伊勢崎市だとか高崎市かな。高崎市、前橋市も大分エアコンの設置率が多くなっております。藤岡市については、来年の春、小野小学校を除いて小学校15校で来年度の設置を予定していると。また、館林市についても市内の5中学校並びに小学校にも設計業務を始めて、全小学校11校も始めたいというような形で、群馬県の市は主に、もうこれから来年度に向けてエアコンの設置を進めていくのですが、玉村町についてはもうエアコンが小学校、中学校とも完全に終わっているということです。

それで全国の夜間のエアコンの使用料の受益者負担がどのくらいなのかちょっと調べさせてもらったのですが、大体6月から10月までが暑い時期と、私の一般質問にもありますが、6月、10月が一番安い時期なのですが、体育館の使用料は他の市町村では大体1回、アリーナを1個借りるのに大体1,500円から2,000円くらいをめどにお貸ししていると、大体2時間くらいですか、夜の6時とかそのくらいから2時間で1,500円から2,000円の料金で貸していると。松本議員の質問にありました、電気料だとか、そういった電気を切ったりとかというのではなく、検討の内容としてですが、1回幾らで貸せるというほうが借りるほうも楽だし、体育館の電気を切るときにエアコンのスイッチを切っていただければ人件費もかからないと、そういったような形で、町ではこれからどのように検討していくのか、お聞かせいただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

もちろん他市町村の徴収の状況も確認をしております。当初、病院のテレビのようにカード式の機

械をエアコンの本体につけるといふ案もございましたけれども、やはり設置費用がかなりかかりますので、浅見議員が今ちらっとおっしゃられたとおり、職員のほうで徴収をして計算をしてという方向ではおります。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） そうですね。使っている人がやはり暑くて、体育館を全部開けてやっているのだけれども、もう暑くてしょうがないと、大変なのでどうにかしてくれという声やはり多かったということで、やはり松本議員も私もエアコンの夜の使用は、これから4月に検討なのですが、他の町村を見ると大体1,500円から2,000円で2時間貸しているような状況であります。

それで、私が一番頼まれたのは武道場なのです。剣道とか柔道、私も中学校のとき剣道をやっていたのですが、夏の剣道は防具をかぶっているのと、とても暑いのです。その中で玉村町の剣道の子は結構優秀で強いのです。その父兄の方から、もうあの中で練習をさせるのが大変だというようなお話があったので、今回質問させてもらったのですが、例えば武道館のエアコンについては、ほかのところを見ると、アリーナの半分くらいなので、金額も半額くらいで貸せるのではないかと考えているのですが、その辺についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

武道場につきましても同じようにエアコンが入っておりますので、当然徴収はさせていただく方向で考えておりますが、議員のおっしゃるとおり、規模的には当然台数が少なくなりますので、体育館よりは安くなるという設定で考えております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 使用した人は体育館の電気を消していきますし、鍵の始末もするし、エアコンのスイッチも切っていただいて、夜の使用だと大体週に1回くらいで、月に4回、6か月だと20回前後かな、毎回使っている人で、そのくらいの使用だと思いますし、そういったくらいの電気代の負担は父兄の方に持ってもらうのでいいかと思っておりますので、その金額について今幾らにしろとかというのではなく、他の町村を見ると大体2,000円前後、全国的にもそのくらいで貸していると、ただというところも結構あったのですが、ただというわけには、玉村町の財政的には無理かなと思うのですが、その辺について4月の検討ということでよろしいでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） もちろん大丈夫でございます。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） それでは、夜のエアコンの設置、また利用については4月に検討していただいて、6月、10月の暑い時期をめどに単価を決めたりとか、そういったものが分かりましたら、また議会のほうに報告していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、社会体育館のアリーナではなくて、トレーニングルームにエアコンをつけたのですけれども、アリーナについていないということで、利用者の方からやはりこれもどうにかできないかということで私のところにも要望が多かったので今回質問させてもらったのですが、お金がないからできないだとか、そういう考えもありますが、社会体育館は災害時に避難所となっております。やはり避難所となっている現状で、現在、財源が余裕がないことであれば、交付税措置のある有利な起債、緊急防災・減災事業債などを活用してエアコンを設置する考えはないのかお聞きしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えをさせていただきます。

先ほど浅見議員がおっしゃいました緊急防災・減災事業債なのですけれども、現状今年度で終了という形になっております。延長される可能性はありますが、では何年延長するのか、またその事業内容等についてもいまだ未定でありますので、その辺は国の動向を注視していきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） 上毛新聞によると、防災・減災、国土強靱化のための5年間加速対策でまた行こうという話も出ております。現状で来ていないかもしれないのですが、前回の小学校のトイレ、芝根小学校のトイレは申請したのだけれども、やはりそういった災害時のほうが優先的になって、トイレの改修工事ができなかったというような話も出ておりました。だけれども、こういうのは国が今進めているものに対しては、やはりまず最初に手を挙げて、そういったものやっつけていけるようにこれからも進めていただければと思いますが、その辺についてお願いします。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 先ほど浅見議員がおっしゃいました防災・減災、国土強靱化のほうとはまた別でございます。そちらのほうは、今、小学校のトイレ改修ですか、そちらには使っておりますが、この空調に関しましては緊急防災・減災事業債ということで違う起債でございます。先ほど申しましたとおり、一応今年度いっぱいということでもありまして、例えば環境安全課で行っております中央分団の詰所の建設は、こちらの起債を使っているのですけれども、取りあえず、今年度いっぱいまでに契約をすれば繰越しはできるという形で、急遽、環境安全課のほうで事業を進めていただいて

おります。

国の動向といたしまして、一応、延長の可能性はあるということなのですが、まだ正式な内容等示されておりませんので、まずはそちらの動向を注視してまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） そうなるとやはり社会体育館を使わないで、小学校、中学校の体育館で募集をして使わせていただきたいとか、例えばバスケットボールだとかバレーボールだとか、そういった方々が小学校、中学校のほうに回ってってしまうのだと思うのですが、それについての対応というのは、まだ4月で、今現状では使っている人がどのくらいいるかというのも分からないですけれども、社会体育館のほうも、私は交付税措置の有利なものがあれば、むしろ使っていただいて、国に手を挙げていただいて、それが下りるのであれば、それを早急に進めていただければと思います。それは、やはり災害時の避難所ということ強くうたえば補助金が出るのではないかなと思っているし、さらに設置後のランニングコストについては、先ほどの夜間の使用と同じように、使用する方にお金をいただいてやっていければ、やはりそういったスポーツを推進しながら、健康にもなるし、そういったものにお金をかけることが第一だと思いますが、その辺について最後に1点だけ。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 手を挙げるというよりは、国が引き続きこの起債のほうを延長していただけて、なおかつ事業メニューが当てはまれば、当然交付税措置のある有利な起債のほうを充てて事業を行ってまいりたいと思います。今後、その辺の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） ありがとうございます。エアコンについてはこれで終わりたいと思います。

続いて、最後の中学校制服の購入代金の一部補助、令和8年度には中学生は何人入学予定かというお答えは、玉中が111人、南中が148人で合計259人というお答えでした。それで、就学援助を活用している人は、玉村町では1人6万3,000円を頂いている、就学援助をしている人数は何人くらいいるのかお聞かせください。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

就学援助自体は、小学校1年生から中学校3年生までということになるのですが、そちらについて

は58名です。うち準備金を支給したというのが令和7年度では8人という形になります。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） そうですね。この就学援助支援金は群馬県中の学校というか、市でもやっております。さらに、私が思うのは、そういう生活に困っている人、基準があって、母子家庭だとか、そういった方にそういうを出すのはいいのだと思うのですが、今のこの物価高騰で生活が厳しくて、子供さんが3人、4人いる人なんかがたくさんいるわけです。一人っ子の方もいますけれども、やはり2人、3人になると結構きついというようなことがあります。ちょっと調べさせてもらったら、玉村町の区でも入学祝い金というので、いろんなところが、多いところでは1万円ずつ、板井地区だったかな、中学入学時に子供さんに1万円、小学校の子供さんにも幾らとか、ほかの区もたくさんではなかったけれども、半分くらいの区がそういった入学の準備金を区費の中からお支払いをしているのです。それを見ると、やはり私は、ほかのところでも北海道だとか奈良だとか東京だとか熊本だとかこういった形で3万円程度、中学生全員に入学時に助成金を出しているところも大分多くはなっております。国も厳しい中で、やはりそういったものにも手を差し伸べてくれたらいいのではないかと、私が述べた3万円については、大体全国的に3万円程度を中学入学時期に制服の一部補助という形で出しているところの自治体が多くなってきたものですから、玉村町も出していただければと思って、計算をして、259人で計算すると全体で777万円なのです。毎年777万円出すのかと思うけれども、これから子供の数がどんどん、どんどん減っていきますので、私はこれは財政的に考えて3万円は厳しいのだろうけれども、区でも1万円とか5,000円とか出してやっているのだから、玉村町も、これは町長か副町長にお聞きしたいのですが、1万円とか2万円でもいいし、そういった形で毎年あげられる金額、困っている人にはもう就学援助は当たり前なのですが、やはり公平性を考えると、入学時期の子供さんに祝い金とか出してやれないかなと思ひまして、その点について権限のある町長にお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 子育ての楽しみもあるけれども、子育てに係る費用というものが相当な重圧となって、子供の産み控えとか、中には結婚にまで届かないというような状況があるということ、もしそういうものがあるとすると、非常にそれは悲しいことなので、本当に若い人たちが元気になるような施策は進めていこうと思っています。

それがどういった形で、公平感を持って子供たちが喜んでくれているねという中での、本当に学校へ楽しく行けるような状況、そういうことも全部トータルで考えて子育て支援は強めていこうと思っています。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） そうですね。玉村町の人口が増えているときは、子育てするなら玉村町ということで、町長がいろいろ施策を出していたわけです。やはりそういったものをしていかないと、町外から玉村町に住んでくれないと、この間も、民生文教常任委員会の視察で、富山県にある舟橋村という小さな村なのですけれども、子育て支援を充実していることにより人口が伸びてきていると、その立地条件が大きな市に囲まれていて、玉村町よりも小さい1,000人近くのところが小学校に3クラスもあって、子供を育てるならということで、そちらのほうに大きな市から移動してきているのです。やはりそういった高崎市、前橋市にはない施策を行うことによって、小学校、中学校入学時期には玉村町に引っ越して、私も自分の選挙の公約にあったおじいちゃん、おばあちゃんが住んでいる玉村町にお孫さんが帰ってこられるような施策を取っていかないと、これから玉村町の人口はどんどん、どんどん減ってってしまうのではないのかと思うのです。だから、やはり子供は宝と言っている玉村町がもっとそういった子育て支援を行うことによって、高崎市、前橋市、伊勢崎市で生活をしている人たちが玉村町に引っ越してくれるのではないかと思うのですが、その辺について学校教育課長に、人口を増やす政策の一つとしてこういうのも取り入れたらどうかと思って聞いているのですが、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 議員さんがおっしゃるとおりにできれば一番いいのかなと思うのですけれども、子供たちとすると、玉村町の学校教育については、今、上陽小学校でインクルーシブのモデル校をしたり、南中学校が非認知のモデル校という形で行ったりということで、県下の中でいきますと、教育をリードしている市町村かなと考えております。

また、学校規模が小さくなってしまっている学校もございますので、子供の数を増やしていくということに対しては、玉村町独自だったりするような施策を今後も考えながら、また子供たちが自ら考えて、制服をどうするかとか、施策をどうしたらいいかということについて考えられる子供たちにできるようにという形で、学校現場としては取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 11番浅見武志議員。

〔11番 浅見武志君発言〕

◇11番（浅見武志君） やはり人口を増やす政策だとか、そういうのも含めて子供を大事に扱う、子育てするなら玉村町を旗揚げしていただければと思います。その辺については、来年度の予算もありますので、検討課題ということでお願いをしたいと思ひまして、一般質問を終わりにしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

◇

○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日12月2日火曜日は午前9時に本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時13分散会